

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	ロッテルダム条約拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	34,611千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国連環境計画（UNEP バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：          ・1992年の国連環境開発会議で採択されたアジェンダ21の中で、有害な化学物質の適正な管理のため、「事前のかつ情報に基づく同意の手続（PIC）」に係る法的文書の早期作成が要請された。これを受けて、1996年3月以降5回にわたる政府間交渉委員会を経て、1998年9月にロッテルダム条約が採択された。ロッテルダム条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的とする。2018年5月末時点での締約国等は、158か国及び欧州連合（EU）とパレスチナ。          ・条約事務局は、国連環境計画（UNEP）及び国連食糧農業機関（FAO）が共同で提供し、ジュネーブ（スイス）及びローマ（イタリア）に所在。UNEPが提供する事務局（ジュネーブ）については、2011年からバーゼル条約及びストックホルム条約との共同事務局となっている。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、議定書事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本は締約国会議（COP）等において発言権を確保することが可能となり、COP等における決議案や決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、条約事務局による締約国会合の開催、作業部会等の開催、各種関連データの集計及び公表、その他締約国会合が決定する他の任務の遂行等を支援し、有害な化学物質の適正な管理に向けた取組を促進すること等を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・ロッテルダム条約は、特定の有害な化学物質の特性についての情報の交換を促進し、当該化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続の規定並びにその決定の締約国への周知により、人の健康及び環境を潜在的な害から保護するとともに、当該化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協働の努力を促進することを目的としている。</p> <p>・本条約に登録された特定の有害な化学物質を輸出する締約国に係るPICを取得する義務等を規定し、有害な化学物質の輸出入を規制している。</p> <p>・2011年より、廃棄物、有害化学物質の国際的管理について規定するバーゼル条約及びストックホルム条約との合同事務局を設置し、バーゼル条約及びストックホルム条約との連携を強化している。・日本は、最大拠出国として、COPにおける事業計画、予算案について審議に参加し、日本の立場を効果的に反映している。また、COPの下部機関である化学物質審査委員会（CRC）に専門家を派遣することにより、日本の意見を反映させるよう努めつつ、条約の実施に積極的に貢献している。</p>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<p>・外部監査 対象年度：2016年度、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年7月          ・内部監査 対象年度：2011年～2013年、実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2014年4月          結果及び対応：財政マネジメント等について、概ね適正ではあるものの、三条約の基金の一本化や事務局運営に係る当座資金の積み増し等を行うよう提言を受けている。同事務局は新しい経理システムの導入や当座資金確保のための予算措置等により、これらの提言に適切に対応している。</p> <p>・財政状況の報告          ・報告・提出月：2017年1月（2015年度）          ・執行残額の執行済額に対する割合は約▲29%であるが、当該年度と前年度の特異要因によるものであり、翌年度以降の予算は適切に調整されたものが締約国会議で決定されている。</p> <p>・2011年からバーゼル条約及びストックホルム条約との三条約共同事務局として組織改編を進め、共同活動、共同管理等の具体的措置を導入し、効率的な組織・財務マネジメントの実現に努めている。</p> <p>・日本は、最大拠出国として、EU等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。直近のCOP（2017年4月～5月）では、今後2年間の共同事務局予算について、約3%増の事務局提案に対し、日本ほかの働きかけを受け約1%増に留めるよう査定された。</p> <p>・日本は、OIOSの監査結果の妥当性についても他の締約国と共に精査を行っているほか、日常的に三条約事務局と連絡を取り、活動計画や予算案に関し、日本の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、COP や準備会合等の関連会合での協議に参加しており、事務局運営の効率化や予算上の措置についても、日本の意見が反映された決議案が採択されている。</li> </ul>						
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッテルダム条約は、人の健康及び環境を潜在的な害から保護すること並びに特定の有害な化学物質の環境上適正な使用に寄与することを目的としているところ、本条約に拠出し、その目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり、本拠出は非常に重要。</li> <li>・日本は、日常的に三条約事務局長と連絡をとり、日本の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。</li> <li>・日本は、COP の下部機関でロッテルダム条約の規制対象物質に追加する化学物質の審査を行う CRC (2017 年 10 月開催) に大学や研究機関所属の専門家を政府職員とともに派遣し、同会合では条約の対象物質の選定について日本の意見が反映された技術文書が作成された。</li> <li>・事務局の活動の大枠及び予算は、日本を含む締約国が出席する COP において決定されており、締約国として各種の意思決定に参加する地位を有している。</li> <li>・ロッテルダム条約は、特定の有害化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定するもので、日本だけで実施できる事業ではなく、日本が実施する化学物質の管理能力向上等に係る二国間協力事業とは補完的な役割を持つ。</li> <li>・2 年ごとに開催されているバーゼル・ロッテルダム・ストックホルムの三条約合同 COP の機会を捉えて、三条約事務局長と日本代表団長の意見交換を行っている。直近では 2017 年 5 月、日本代表団長として環境省地球環境審議官が三条約事務局長と面会し、2017 年 8 月に発効する水銀に関する水俣条約の事務局の運営のあり方等について意見交換を行った。</li> </ul>						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	158 か国及び EU, パレスチナ	36	1	0	2.8%	1	0
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017 年 10 月のバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局長来日の際、外務省地球環境課長から日本人職員採用への協力を依頼。</li> </ul>						
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	ロッテルダム条約締約国会議にて 2 か年事業計画及び予算案を審議、承認。					
	DO	日本から義務的拠出金の支払、ロッテルダム条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じたロッテルダム条約事務局の活動のモニタリング。					
	CHECK	内部監査報告書、財政状況報告書や COP 等における運営・活動の評価。					
	ACT	各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本からの締約国拠出はコア予算に充当され、日本からの拠出を分離特定することはできない。</li> <li>・2 年ごとに開催される COP においては総会その他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催されるほか、事務局と個別に協議する機会もあり、これらを通じてより効率的な条約事務局運営に向けた提案や日本の関心事項等を示すことで、条約の運営の改善を促している。</li> </ul>						
担当課室名	地球環境課						